

第52期

定時株主総会招集ご通知

日時

2025年6月20日（金曜日）午前10時
（受付開始：午前9時30分予定）

場所

愛知県名古屋市東区葵3-16-16
ホテルメルパルク名古屋
3階 「カトレアの間」



**スマート
招集**

本招集通知は、パソコン・
スマートフォンでも主要な
コンテンツをご覧ください
けます。
<https://p.sokai.jp/5344/>



証券コード：5344

株式会社 **MARUWA**

株 主 各 位

証券コード 5344

2025年5月30日

愛知県尾張旭市南本地ヶ原町三丁目83番地

株式会社 MARUWA

代表取締役社長 神 戸 俊 郎

第52期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第52期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.maruwa-g.com/>

（上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「投資家情報」「株式情報」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/5344/teiiji/>

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「MARUWA」又は「コード」に当社証券コード「5344」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年6月19日（木曜日）午後5時30分までに到着するよう、議決権行使書用紙に賛否をご表示いただきご送付いただくか、当社の指定する議決権行使サイト（<https://www.web54.net/>）より議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- 1 日 時 2025年6月20日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分予定）
- 2 場 所 愛知県名古屋市東区葵3-16-16 ホテルメルパルク名古屋 3階 「カトレアの間」
（末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
- 3 目的事項 報告事項 1. 第52期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第52期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件
第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件

【インターネットによる議決権の行使についてのご案内】

「インターネットによる議決権行使のご案内」 4ページをご参照ください。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎議決権を有する他の株主1名の代理人として株主総会にご出席いただけますが、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますので、ご了承ください。

◎書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

◎当日の議事進行に関しては、日本語で行います。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

①連結計算書類の「連結注記表」

②計算書類の「個別注記表」

したがいまして、当該書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2025年6月20日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分予定）



書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2025年6月19日（木曜日）
午後5時30分到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2025年6月19日（木曜日）
午後5時30分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

切取線

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

ダミー
見本

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、3、4号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書はイメージです。

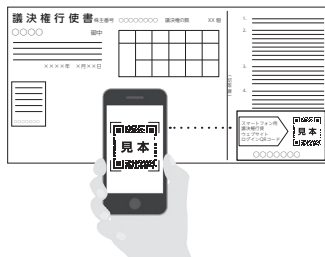
書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

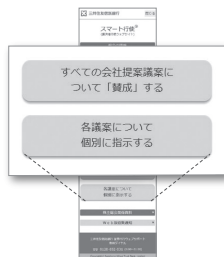
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

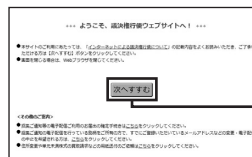
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）

（受付時間 9：00～21：00）

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第52期の期末配当につきましては、当事業年度の業績ならびに今後の事業展開を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金47円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は579,974,736円となります。

また、中間配当金として1株につき47円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき94円となります。

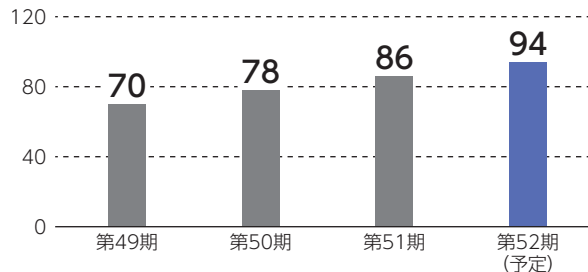
③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年6月23日といたしたいと存じます。

<ご参考>

配当金の推移

(単位：円)



第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いするものがあります。なお、本議案に関しましては、指名諮問委員会の審議・答申に基づき、取締役会にて決定しております。また、本議案に関する監査等委員会からの意見につきましては、11ページをご参照ください。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当 社株式の数
1	はやし はる ゆき 林 春 行 (1961年10月28日生) 再任	1990年 4 月 当社入社 1992年 4 月 当社開発部主任研究員 2001年 6 月 当社取締役開発室長 2015年 4 月 当社取締役(材料開発担当) 2022年 4 月 当社取締役副会長【現任】	3,050株
	【取締役候補者とした理由】 取締役候補者林春行氏は、当社入社以来開発部門に携わり、材料開発における豊富な経験及び知識を有しております。今後も当社の成長に貢献することが期待できることから引き続き取締役候補者いたしました。		
2	かん べ とし ろう 神 戸 俊 郎 (1977年1月26日生) 再任	2001年 3 月 当社入社 2012年 4 月 当社コンポーネンツカンパニーCEO 2016年 6 月 当社取締役(事業戦略担当) 2022年 4 月 当社代表取締役社長 CEO【現任】	16,620株
	【取締役候補者とした理由】 取締役候補者神戸俊郎氏は、事業戦略を推進する能力に優れ、グループ全体の企業価値の向上に貢献しております。2022年4月から当社代表取締役社長に就任し、今後も当社の成長に貢献することが期待できることから引き続き取締役候補者いたしました。		

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当 社株式の数
3	マニマラン・ アントニ (1966年1月19日生) 再任	1995年 3 月 当社入社 1998年 1 月 Maruwa(Malaysia)Sdn.Bhd.代表 2001年 6 月 当社取締役海外事業本部長 2015年 4 月 当社取締役(生産改善担当) 2022年 4 月 当社取締役専務【現任】	1,000株
	【取締役候補者とした理由】 取締役候補者マニマラン・アントニ氏は、国内外の製造部門での業務等を通じ生産性改善の能力に優れており、今後も当社の成長に貢献することが期待できることから引き続き取締役候補者といいたしました。		
4	やまぐち だいすけ 山 口 大 介 (1976年12月23日生) 新任	2019年 4 月 当社入社 2022年 4 月 当社人事労務室長 2024年 4 月 当社管理本部COO【現任】	—
	【取締役候補者とした理由】 取締役候補者山口大介氏は、人事労務など管理部門における豊富な経験及び知識を有しております。今後も当社の成長に貢献することが期待できることから取締役候補者といいたしました。		

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の業務に起因して損害賠償責任を負った場合の損害を当該保険契約によって填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合には、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役加藤晶英氏は任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、指名諮問委員会の審議・答申に基づき、取締役会にて決定しております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当 社株式の数
く ぼ まさ お 久 保 雅 男 (1962年3月11日生) 新任 社外 独立	1986年 4 月 松下電工株式会社 (現 パナソニック ホールディングス株式会社) 入社 2018年 7 月 パナソニック株式会社エレクトリックワークス社 常勤監査役員 2021年10月 パナソニック ハウジングソリューションズ株式会社 常勤監査役 2024年 4 月 大阪大学大学院工学研究科 招へい教授【現任】	—
【選任理由及び期待される役割の概要】 久保雅男氏は経営ならびに監査役としての豊富な知見を有しており、当該知見を活かして専門的観点から取締役の職務執行に対する監督、助言をいただくことを期待し、監査等委員である取締役候補者としてしました。		

- (注) 1. 久保雅男氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 久保雅男氏は社外取締役候補者であります。
3. 当社は社外取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額としております。久保雅男氏の選任が承認された場合には、久保雅男氏と当該契約を締結する予定であります。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社の取締役（監査等委員を含む）の業務に起因して損害賠償責任を負った場合の損害を当該保険契約により填補することとしております。久保雅男氏が監査等委員である取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
5. 当社は久保雅男氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定としております。

以上

【ご参考】

本議案が承認可決されますと、監査等委員である取締役の構成は次のとおりとなります。

氏名	新任・現任	独立性
坂 口 美 穂	現任	○（独立社外）
岡 内 彩	現任	○（独立社外）
久 保 雅 男	新任	○（独立社外）

社外役員の独立性基準

株式会社MARUWA

当社の社外役員は以下の項目に該当しないものを選任する。

1. 当社の主要株主¹またはその業務執行者²
2. 当社が主要株主である会社の業務執行者
3. 当社グループの主要な取引先³またはその業務執行者
4. 当社グループを主要な取引先とする者⁴またはその業務執行者
5. 当社グループから役員報酬以外に一定額を超える金額その他財産⁵を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ているものが法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者）
6. 当社グループから一定額を超える寄付または助成⁶を受けている者（当該助成を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体の理事その他業務執行者）
7. 当社の会計監査人の代表社員、社員または従業員
8. 当社の主要な借入先⁷の業務執行者
9. 上記1～8に過去3年間に於いて担当していたもの
10. 当社グループから取締役を受け入れている者又はその業務執行者
11. 当社グループの重要な業務執行者⁸の配偶者または二親等以内の親族

また、社外役員の再任期間は、原則6年までとする。

¹ 主要株主・・・議決権の10%以上

² 業務執行者・・・取締役、執行役、社員、使用人

³ 主要な取引先・・・当社年間連結売上高の2%超の支払いを行っている会社

⁴ 主要な取引先とする者・・・年間売上高の2%超の支払いを当社から受けている会社

⁵ 一定額・・・年間1千万円超

⁶ 一定額・・・年間1千万円超

⁷ 主要な借入先・・・当社の連結総資産の2%を超える金銭の借入先

⁸ 重要な業務執行者・・・取締役（社外取締役を除く）及び部長級以上の上級管理職

監査等委員会意見

監査等委員会は、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）の選任及び報酬について、監査等委員３名が指名・報酬諮問委員会を兼務することで、同諮問委員会での協議内容を確認しております。取締役の選任については、業務執行状況及び業績、取締役会での発言、これまでの経歴等を評価した上で、決定の手続きは適正であり、取締役候補者として適任と判断します。また、取締役の報酬については、報酬体系、具体的な報酬額の算定方法等を確認し、決定の手続きは適法であり、報酬等の内容は相当であると判断します。

【ご参考】

当社は、グループの中長期的な成長戦略に基づき、取締役会に必要なスキル、経験を特定しております。取締役会における当該スキル、経験の発揮により、持続的かつ中長期的な企業成長を目指してまいります。

氏名	独立社外	経営	製造	開発	グローバル	財務 /会計	ESG	人材開発 /人事
林 春 行		○		○	○			○
神 戸 俊 郎		○	○	○	○			○
マニマラン・ ア ン ト ニ		○	○		○		○	
山 口 大 介		○				○	○	○
坂 口 美 穂	○					○	○	
岡 内 彩	○						○	○
久 保 雅 男	○						○	○

【ご参考】

本総会にて取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名及び監査等委員である取締役1名が選任された場合、当社の取締役会の構成は次のとおりを予定しております。

会 社 に お け る 地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
取 締 役 会 長	林 春 行	材料開発担当
代 表 取 締 役 社 長	神 戸 俊 郎	事業戦略担当（CEO）
取 締 役 専 務	マニマラン・アントニ	生産改善担当
取 締 役	山 口 大 介	管理・IR担当
取 締 役 （ 監 査 等 委 員 ）	坂 口 美 穂	公認会計士・税理士 坂口美穂事務所 所長
取 締 役 （ 監 査 等 委 員 ）	岡 内 彩	株式会社NOKIOO エキスパート
取 締 役 （ 監 査 等 委 員 ）	久 保 雅 男	大阪大学大学院工学研究科 招へい教授

【お知らせ】

本株主総会終結の時をもって取締役（監査等委員である取締役を除く。）を退任されます神戸誠氏に対し、在任中の労に報いるため退職慰労金を贈呈することを検討しておりましたが、神戸誠氏より辞退の意向を受け、取締役会の決議により地域貢献を目的として退職慰労金相当額を全額寄付することを予定しております。

退任取締役の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
神 戸 誠	1973年4月 当社設立に伴い専務取締役就任 1992年6月 当社代表取締役社長 2022年4月 当社代表取締役会長【現任】 2025年6月 当社代表取締役会長退任予定

※なお、神戸誠氏は取締役を退任後、当社相談役への就任を予定しております。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は2019年6月25日開催の第46期定時株主総会において年額360百万円以内（うち、社外取締役分は年額50百万円以内）と決議いただき、今日に至っておりますが、その後の経済情勢の変化など諸般の事情を考慮いたしまして取締役の報酬額を年額450百万円以内（うち、社外取締役分は年額50百万円以内）と改めさせていただきたいと存じます。

また本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の人数及び今後の動向等を総合的に勘案しつつ、指名・報酬諮問委員会等の審議を経て取締役会で決定しており、相当であると判断しております。

また、当社の取締役の個人別の報酬等にかかる決定方針は事業報告24ページに記載の通りであります。

なお、現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、4名であります。第2号議案が原案通り可決されますと、取締役は4名（監査等委員である取締役を除く。）となります。

(添付書類)

事業報告

(2024年 4 月 1 日から)
(2025年 3 月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度は、米国新政権による各種政策の動向が意識されたほか、ウクライナ・中東情勢をはじめ世界的に地政学リスクが懸念される状況が継続しました。また、為替相場は引き続き変動する動きが見られました。ハイテク市場においては、生成AIに関連した技術革新と投資の活発化が見られました。

そのような状況の中、当社グループでは、半導体関連において汎用メモリ向けで市況による需要の弱含みが見られたものの、情報通信関連において次世代高速通信向けの業績が拡大したほか、車載関連において新エネルギー車向けが堅調に推移した結果、売上高は前期比16.7%増の71,849百万円となりました。営業利益は前期比35.9%増の26,914百万円、経常利益は前期比28.0%増の27,033百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比26.5%増の19,242百万円と増収増益となり、過去最高の業績となりました。

セグメント別の概況（連結）

セラミック部品事業

当事業においては、半導体関連において汎用メモリ向けで市況による需要の弱含みが見られたものの、情報通信関連において次世代高速通信向けの業績が拡大したほか、車載関連において新エネルギー車向けが堅調に推移しました。

以上の結果、売上高62,487百万円（前期比17.4%増）、セグメント利益27,086百万円（前期比35.3%増）となりました。

照明機器事業

当事業においては、高級新築マンション市場向けの照明が活況であったことに加え、公共のLED照明導入案件が堅調に推移しました。

以上の結果、売上高9,362百万円（前期比12.4%増）、セグメント利益1,437百万円（前期比27.1%増）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度における当社グループの設備投資は、セラミック部品事業における新工場の建設、新規の機械設備を導入するなど総額は10,097百万円となりました。この投資は自己資金により充當いたしました。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡・吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

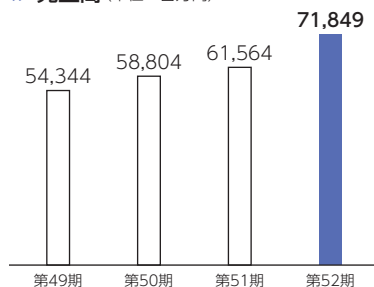
該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

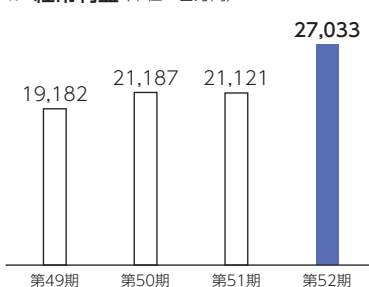
区 分	第49期 2022年3月期	第50期 2023年3月期	第51期 2024年3月期	第52期 (当連結会計年度) 2025年3月期
売 上 高 (百万円)	54,344	58,804	61,564	71,849
経 常 利 益 (百万円)	19,182	21,187	21,121	27,033
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	13,350	15,020	15,216	19,242
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	1,082円11銭	1,217円45銭	1,233円30銭	1,559円45銭
総 資 産 (百万円)	95,899	108,031	122,515	142,285
純 資 産 (百万円)	79,681	94,215	109,203	127,854
1 株 当 た り 純 資 産 額	6,458円45銭	7,636円60銭	8,851円10銭	10,361円04銭

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式数控除後の期中平均株式数により算出しております。

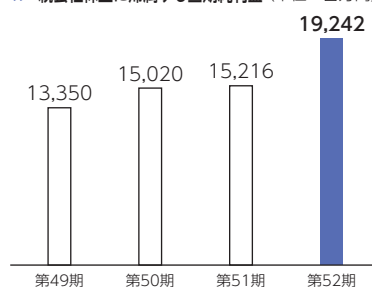
≫ 売上高 (単位：百万円)



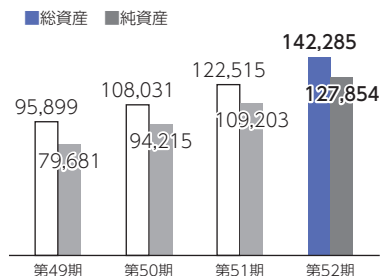
≫ 経常利益 (単位：百万円)



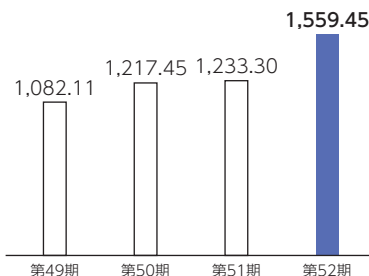
≫ 親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



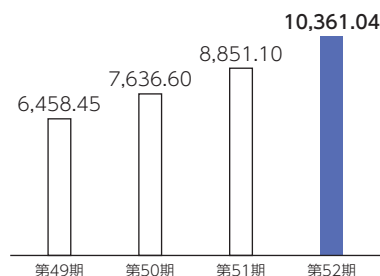
≫ 総資産/純資産 (単位：百万円)



≫ 1株当たり当期純利益 (単位：円)



≫ 1株当たり純資産額 (単位：円)



※ 売上高、利益等において過去最高を更新いたしました。

(3) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
Maruwa (Malaysia) Sdn.Bhd.	55 百万マレーシアリングgit	100%	セラミック部品 製造・販売
MARUWA Electronics (Taiwan) Co., Ltd.	40 百万新台幣ドル	100	セラミック部品 販売
Maruwa Europe Ltd.	4 百万英ポンド	100	セラミック部品 販売
Maruwa Electronics GmbH	56 千ユーロ	100	セラミック部品 販売
Maruwa America Corp.	1.6 百万米ドル	100	セラミック部品 販売
Maruwa Korea Co., Ltd.	700 百万韓国ウォン	100	セラミック部品 販売
Maruwa (Shanghai) Trading Co., Ltd.	1.7 百万中国元	100	セラミック部品 販売
MARUWA Electronic (India)Pvt.Ltd.	27 百万インドルピー	100	セラミック部品 販売
Maruwa Electronics Israel Ltd.	—	100	セラミック部品 販売
(株) M A R U W A S H O M E I	100 百万円	100	照 明 機 器 製造・販売
MARUWA MELAKA SDN.BHD.	100 千マレーシアリングgit	100	セラミック部品 製造
(株) Y A M A G I W A	100 百万円	100	照 明 機 器 販売

(4) 対処すべき課題

当社グループの基本理念に基づき、経営指標並びに経営戦略を軸に、役員、従業員が共通の認識を持ち、多様化する市場ニーズや社会変動に柔軟に対応できる事業体制を整え、事業の拡大やグローバル化に伴うリスク回避への組織強化を図るべく、以下の課題に取り組んでまいります。

① 差別化製品の開発

当社グループ各事業が長年にわたり培ってきた高い材料技術や製造技術を融合した、他社の追随を許さない製品や、高付加価値で競争力のある次世代の照明機器製品を開発してまいります。

② 選択と集中による事業拡大

当社グループが成長分野として位置づけている、省エネ・環境関連・半導体関連事業、医療・光通信関連分野や、「光の質」に特化したLED照明分野に関連する当社グループの各事業並びに製品・商品に、限りある経営資源を選択・集中させてまいります。

③ グローバルな組織強化

当社グループ各事業においては、責任と権限、目標を明確にし、プロフェッショナルな組織に向けた取り組みを進めてまいります。

また、当社グループ各事業の垣根を越えて、各々が有するあらゆる技術の融合を図るとともに、ワークライフバランスの向上、ダイバーシティの推進、人材育成・投入を行うなど、より強固なグローバル体制を築いてまいります。

さらに、顧客との連携強化を行い、新製品や新技術の創出など、Win-Winの関係に向けた、ブリッジングイノベーションを推し進めてまいります。

④ 危機管理体制の強化

当社グループでは、海外とのビジネス展開が拡大する中で、品質、知的財産、コンプライアンス、海外拠点運営、自然災害や感染症など様々なリスクに対し、グローバルな危機管理体制の強化を進めてまいります。

(5) 主要な事業内容（2025年3月31日現在）

下記製品の製造及び販売

部 門 名	内 容
セ ラ ミ ッ ク 部 品 事 業	高熱伝導基板、高強度基板、特殊セラミック基板、半導体装置用治具、半導体装置用部材、車載用セラミック製品、医療用製品、水栓用製品、情報通信用製品、アンテナ用製品、ノイズ対策部品など
照 明 機 器 事 業	LED高輝度照明、LED光源モジュール、施設照明、住環境照明、デザイン照明、調光制御システム、照明空間デザイン・設計、輸入家具など

(6) 主要な営業所及び工場（2025年3月31日現在）

①当 社

名 称		所 在 地
本 社	本社	愛 知 県
研 究 所	R&D Center	愛 知 県
営 業 所	東北営業所 北信越営業所 東京支店 関西支店 九州北営業所	福 島 県 新 潟 県 東 京 都 大 阪 府 福 岡 県
工 場	土岐工場（研究所併設） 瀬戸工場 山の田工場 直江津工場 春日山工場 いわき工場 三春工場	岐 阜 県 愛 知 県 愛 知 県 新 潟 県 新 潟 県 福 島 県 福 島 県

②子会社等

名 称		本 店 所 在 地
国 内	(株)MARUWA SHOMEI (株)YAMAGIWA	東 京 都 東 京 都
海 外	Maruwa (Malaysia) Sdn.Bhd. MARUWA MELAKA SDN.BHD. MARUWA Electronics (Taiwan) Co.,Ltd. Maruwa Europe Ltd. Maruwa Electronics GmbH Maruwa America Corp. Maruwa Korea Co.,Ltd. Maruwa (Shanghai) Trading Co.,Ltd. MARUWA Electronic (India) Pvt.Ltd. Maruwa Electronics Israel Ltd.	マ レ シ ア マ レ シ ア 台 湾 イ ギ リ ス ド イ ツ ア メ リ カ 韓 国 中 国 イ ン ド イ ス ラ エ ル

(7) 使用人の状況（2025年3月31日現在）

①企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比
セラミック部品事業	1,184名 (856名)	49名減 (42名増)
照明機器事業	148名 (86名)	1名増 (12名増)
合計	1,332名 (942名)	48名減 (54名増)

（注）使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

②当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比
651名 (855名)	26名増 (42名増)

（注）使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2025年3月31日現在）

該当事項はありません。

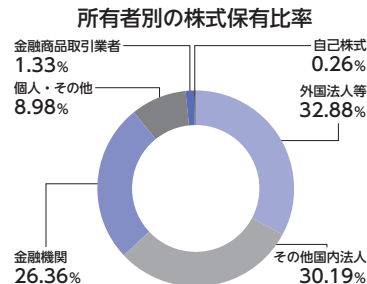
(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2025年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 26,000,000株
- ② 発行済株式の総数 12,372,000株（自己株式32,112株含む）
- ③ 株主数 3,348名



④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
(株)神戸アート	3,641千株	29.50%
日本マスタートラスト信託銀行(株)（信託口）	1,562	12.66
(株)日本カストディ銀行（信託口）	1,228	9.95
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	1,032	8.36
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE NON TREATY CLIENTS ACCOUNT	415	3.36
MSCO CUSTOMER SECURITIES	326	2.64
神戸 誠	300	2.43
野村信託銀行(株)（投信口）	174	1.41
J.P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S.A. 384513	143	1.16
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	117	0.94

（注）持株比率は自己株式（32,112 株）を控除して計算しております。

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社取締役へ交付した株式の状況
該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況（2025年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 会 長	神 戸 誠	
取 締 役 副 会 長	林 春 行	材料開発担当
代 表 取 締 役 社 長	神 戸 俊 郎	事業戦略担当（CEO）
取 締 役 専 務	マニマラン・アントニ	生産改善担当
取 締 役 （ 監 査 等 委 員 ）	加 藤 晶 英	社会保険労務士 社会保険労務士法人 加藤事務所 代表社員
取 締 役 （ 監 査 等 委 員 ）	坂 口 美 穂	公認会計士・税理士 坂口美穂事務所 所長
取 締 役 （ 監 査 等 委 員 ）	岡 内 彩	株式会社NOKIOO エキスパート

- (注) 1. 取締役（監査等委員）加藤晶英氏、坂口美穂氏及び岡内彩氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、取締役加藤晶英氏、取締役坂口美穂氏及び取締役岡内彩氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 取締役加藤晶英氏は特定社会保険労務士の資格を有しており、社会保険や労務管理に関する相当程度の知見を有するものであります。取締役坂口美穂氏は公認会計士・税理士の資格を有しており、財務・会計に関する相当程度の知見を有するものであります。取締役岡内彩氏は経営企画・広報・組織開発等の業務を通じて、豊富な知見を有するものであります。
4. 監査等委員会設置会社のもと、監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。

② 執行役員の状況

会社における地位	氏 名	担 当
執 行 役 員	橋 本 耕 一	半導体関連事業COO
執 行 役 員	加 藤 曜	LED開発本部COO
執 行 役 員	松 川 晋 也	株式会社YAMAGIWA COO
執 行 役 員	山 口 大 介	管理本部COO
執 行 役 員	加 藤 大 亮	車載関連事業COO
執 行 役 員	佐 々 木 宣 裕	MARUWA(Malaysia)Sdn.Bhd. COO
執 行 役 員	森 岡 哲 浩	株式会社MARUWA SHOMEI COO

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の被保険者の範囲は取締役（監査等委員を含む）等であり、被保険者は保険料を負担しておりません。被保険者の業務に起因して損害賠償責任を負った場合の損害を当該保険契約によって填補することとしております。

⑤ 取締役の報酬等

（イ）報酬等の額またはその算定にかかる決定に関する方針の内容および決定方針等

a. 報酬の構成と方針について

（1）基本報酬

当社の取締役報酬については、取締役の役割と責務に相応しい水準となるよう設定し、企業業績と企業価値の持続的向上への動機づけとなるような報酬体系としています。

（2）業績連動報酬

企業活動の成果を反映する営業利益率や、経営環境等を総合的に勘案したものとします。

（3）株式報酬

中期的なインセンティブとして、譲渡制限付株式報酬を設定しています。

（4）報酬構成比率、割合の決定方針

報酬の構成比率は、基本報酬に比重を置いた割合としておりますが、業績結果によっては、業績連動部分も、基本報酬と同程度まで支給する比率となるよう設定しています。

なお、監査等委員にかかる報酬は、基本報酬のみとします。

b. 報酬の決定方法

基本報酬については、報酬諮問委員会の審議・答申を経たのち、取締役会の決議により決定し個々の報酬配分については、代表取締役社長 神戸俊郎に一任し決定します。代表取締役社長に委任をした理由は、当社全体の業績を勘案しつつ各取締役の担当領域や職責の評価を行うには代表取締役社長が最も適していると判断したためであります。

業績連動報酬については、予め取締役会で決議された営業利益率毎の掛率により、配分を決定します。

c. 役員の報酬等に関する株主総会の決議

取締役の報酬額は、2019年6月25日開催の第46期定時株主総会において、年額360百万円以内（うち社外取締役分は、年額50百万円以内）、監査等委員の報酬額は、年額50百万円以内と決議しております。

(ロ) 当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	302 (-)	150 (-)	151 (-)	- (-)	5 (-)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	4 (4)	4 (4)	- (-)	- (-)	5 (5)
合計 （うち社外取締役）	307 (4)	155 (4)	151 (-)	- (-)	10 (5)

- (注) 1. 取締役の報酬額（監査等委員を除く）は、2019年6月25日開催の第46期定時株主総会において、年額360百万円以内（うち、社外取締役分は年額50百万円以内）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、4名（うち、社外取締役は0名）です。また、金銭報酬とは別枠で、2017年6月22日開催の第44期定時株主総会において、株式報酬の額として年額180百万円以内、株式数の上限を年30,000株以内（社外取締役は対象外）と決議しております。ただし、各対象取締役への支給回数は各人の在任期間を通じて1回のみとしております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は4名です。
2. 取締役（監査等委員）の報酬額は、2019年6月25日開催の第46期定時株主総会において、年額50百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査等委員の員数は3名です。

(ハ) 業績連動報酬の業績指標の目標と実績

当期を対象期間とする賞与の業績連動報酬の指標の目標および実績は以下のとおりです。

指標	目標	実績
連結営業利益率	35%	37.5%

⑥ 社外役員に関する事項

(イ) 他の法人等との重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

各社外取締役の重要な各兼職先と当社との間には特別の利害関係はありません。

(ロ) 当事業年度中における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 (監査等委員)	加 藤 晶 英	当事業年度に開催の取締役会12回すべて、監査等委員会12回すべてに出席し、長年にわたる社会保険労務士としての見解と豊富な経験から適切な発言を適宜行っております。
	坂 口 美 穂	2024年6月20日就任以降に開催された取締役会10回すべて、監査等委員会10回すべてに出席し、長年にわたる公認会計士及び、税理士としての見解と豊富な経験から適切な発言を適宜行っております。
	岡 内 彩	2024年6月20日就任以降に開催された取締役会10回のうち9回、監査等委員会10回のうち9回に出席し、経営企画や広報、組織開発等の管理部門での業務を通じた見解と豊富な経験から適切な発言を適宜行っております。

(注) 1. 岡内彩氏の戸籍上の氏名は多羅尾彩氏です。

2. 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が4回ありました。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	34百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	34百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分していないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員会は監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会で選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

④ 当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の当社の子会社の計算書類監査の状況

当社の重要な子会社のうち、Maruwa (Malaysia)Sdn.Bhd.、MARUWA Electronics (Taiwan)Co.,Ltd.、Maruwa Europe Ltd.、Maruwa America Corp.、Maruwa Korea Co., Ltd.、Maruwa (Shanghai) Trading Co., Ltd.、MARUWA Electronic (India)Pvt.Ltd. 及びMARUWA MELAKA SDN.BHD.は、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役・従業員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

役職員が法令及び定款を遵守し、健全な社会規範の下にその職務を遂行するため、取締役会は「企業倫理規範」を制定する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、保存する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

業務運営、品質、環境、災害、コンプライアンス等に係るリスクについては、リスク管理委員会が統括管理する。同委員会の指導の下、各部署において規則の制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、リスクの管理低減に努める。リスク管理の状況については取締役会への報告事項とし、リスク管理担当取締役がリスク管理委員長となり、全社リスク管理の統括責任を負う。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

役職員が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図るとともに、この目標達成に向けて各部門が実施すべき具体的な目標及び業務分配を含めた効率的な達成の方法を業務担当取締役が定め、事業部門からの月次報告を受け、取締役会は内容の分析・対応策の指示など目標達成の確度を高めるための施策を促し、全社的な業務の効率化を実現する体制を構築する。

⑤ 当社及び関係会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループの各事業部に、それぞれの責任を負う執行役員を任命し、法令遵守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与える。また、当社への決裁・報告制度により、子会社経営の管理を行う。

- ⑥ 監査等委員がその補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項並びにその従業員の取締役からの独立性及びその従業員に対する指示の実効性の確保に関する体制

監査等委員会は内部監査室所属の従業員に監査業務に必要な事項を命令することができる。

内部監査室は監査等委員会との協議により監査等委員会の要望した事項の内部監査を実施し、その結果を監査等委員会に報告する。

監査等委員会より監査業務に必要な命令を受けた従業員はその命令に関して、取締役等の指揮命令を受けない。

- ⑦ 取締役及び従業員が監査等委員会に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

取締役及び従業員は監査等委員会に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、月次の経営状況として重要な事項及び経営会議で決議された事項等を速やかに報告する。なお、当社は、監査等委員会に当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わない。

- ⑧ 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は「監査等委員会監査等基準」に則って監査を行うことにより監査の実効性を確保する。

- ⑨ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行について費用の前払請求をしたときは、監査等委員会の職務執行に必要でないと認められるものを除き、その前払等の請求に従い処理するものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

役員及び従業員は「経営理念」、「企業倫理規範」のもと業務に取り組んでおり、その内容は常に社内で見ることができる状況にあります。

リスク管理規程等の定めに従い業務を遂行しており、必要なマニュアル等を整備し事態に備えた体制を構築しております。有事の危機管理においては、第一報を受けた後に円滑に危機管理体制を構築する仕組みを構築し、適切に対応しております。

取締役会では、法令、定款に定められた事項、経営に関する重要な事項を決定するとともに、取締役は相互に業務執行状況を監視しております。取締役会には監査等委員も参加し、必要な意見表明を行っております。また、月次、四半期及び年度の予算並びに個々の施策計画及び達成状況は、月次に行われる経営会議及び取締役会にて報告され、多面的な検討を実施しております。

当社グループ及び各事業において、当社の承認を要する事項を定め、それに基づき付議された案件について取締役会で決議しており、月次の取締役会において、担当責任者より必要に応じて財務状況、業務執行状況等の報告を受けております。

監査等委員会からの要請に応じて内部監査室、管理部門等が監査等委員の業務を適宜補助しております。

監査等委員は、取締役会及び経営会議等にも出席し、随時必要な意見表明を行っております。取締役及び従業員等から当社グループ会社に関する必要な情報を得ることや、内部監査室との連携により結果報告等に対して必要に応じて立ち合いを行っております。

4. 会社の支配に関する基本方針

特に定めておりません。

5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

利益配分は、株主の皆様への安定的な配当継続や向上を重視するとともに、新たな成長分野への機動的な設備投資や研究開発による競争力の維持・強化及び経営環境の変化にフレキシブルに対応できる財務体質の強化を図ることを基本方針としております。

当社の企業価値向上の観点から、事業拡大に向けた設備や人的投資、さらなる競争力向上や新製品の研究開発及び量産化の戦略投資に向けた内部留保を確保する一方で、株主の皆様への利益還元を図って参ります。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

なお、剰余金の配当等会社法第459条第1項に定める事項につきましては、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる旨を定款に定めております。

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
【 流 動 資 産 】	100,290	【 流 動 負 債 】	13,933
現 金 及 び 預 金	71,793	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	2,965
受 取 手 形	139	電 子 記 録 債 務	840
売 掛 金	12,420	未 払 法 人 税 等	4,929
電 子 記 録 債 権	1,319	賞 与 引 当 金	1,191
商 品 及 び 製 品	2,645	役 員 賞 与 引 当 金	149
仕 掛 品	3,803	そ の 他	3,856
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	5,398	【 固 定 負 債 】	498
そ の 他	2,832	繰 延 税 金 負 債	131
貸 倒 引 当 金	△62	そ の 他	366
【 固 定 資 産 】	41,995		
(有 形 固 定 資 産)	(39,356)	負 債 合 計	14,431
建 物 及 び 構 築 物	14,996	純 資 産 の 部	
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	13,039	【 株 主 資 本 】	126,257
土 地	5,047	資 本 金	8,646
建 設 仮 勘 定	5,474	資 本 剰 余 金	12,103
そ の 他	798	利 益 剰 余 金	105,705
(無 形 固 定 資 産)	(444)	自 己 株 式	△198
そ の 他	444	【その他の包括利益累計額】	1,596
(投 資 其 他 の 資 産)	(2,194)	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	39
投 資 有 価 証 券	482	為 替 換 算 調 整 勘 定	1,556
繰 延 税 金 資 産	639		
投 資 不 動 産	920	純 資 産 合 計	127,854
そ の 他	152		
貸 倒 引 当 金	△0	負 債 ・ 純 資 産 合 計	142,285
資 産 合 計	142,285		

連結損益計算書

(2024年 4 月 1 日から)
(2025年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		71,849
売上原価		32,377
売上総利益		39,472
販売費及び一般管理費		12,558
営業利益		26,914
営業外収益		567
受取利息	331	
受取賃貸料	126	
その他の	110	
営業外費用		448
支払利息	0	
為替差損	382	
投資不動産賃貸費用	53	
その他の	11	
経常利益		27,033
特別利益		2,592
固定資産売却益	0	
補助金収入	2,592	2,592
特別損失		2,466
固定資産除売却損	105	
固定資産圧縮損	2,360	2,466
税金等調整前当期純利益		27,159
法人税、住民税及び事業税	8,069	7,917
法人税等調整額	△152	
当期純利益		19,242
親会社株主に帰属する当期純利益		19,242

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

連結株主資本等変動計算書

(2024年 4 月 1 日から
2025年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	8,646	12,031	87,573	△210	108,042
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△1,110		△1,110
親会社株主に帰属する当期純利益			19,242		19,242
自己株式の取得				△1	△1
自己株式の処分		72		13	85
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	72	18,131	11	18,215
当連結会計年度末残高	8,646	12,103	105,705	△198	126,257

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の包括利益 累計額合計	
当連結会計年度期首残高	171	989	1,161	109,203
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当				△1,110
親会社株主に帰属する当期純利益				19,242
自己株式の取得				△1
自己株式の処分				85
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額（純額）	△131	567	435	435
連結会計年度中の変動額合計	△131	567	435	18,650
当連結会計年度末残高	39	1,556	1,596	127,854

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
【 流 動 資 産 】	80,554	【 流 動 負 債 】	11,542
現 金 及 び 預 金	57,726	支 払 手 形	356
受 取 手 形	26	買 掛 金	1,745
売 掛 金	9,565	電 子 記 録 債 務	601
電 子 記 録 債 権	866	未 払 金	1,489
商 品 及 び 製 品	1,528	未 払 費 用	1,165
仕 掛 品	3,481	未 払 法 人 税 等	4,465
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	4,769	賞 与 引 当 金	862
未 収 入 金	453	役 員 賞 与 引 当 金	149
そ の 他 金	2,193	そ の 他	705
貸 倒 引 当 金	△56	【 固 定 負 債 】	319
【 固 定 資 産 】	41,684	長 期 未 払 金	284
(有 形 固 定 資 産)	(35,778)	預 り 保 証 金	34
建 築 物	12,186	負 債 合 計	11,861
構 築 物	1,183	純 資 産 の 部	
機 械 装 置	11,613	【 株 主 資 本 】	110,336
車 両 運 搬 具	27	資 本 金	8,646
工 具 器 具 備 品	628	資 本 剰 余 金	12,103
土 地	4,874	資 本 準 備 金	11,683
建 設 仮 勘 定	5,263	そ の 他 資 本 剰 余 金	420
(無 形 固 定 資 産)	(217)	利 益 剰 余 金	89,785
そ の 他	217	利 益 準 備 金	1,670
(投 資 そ の 他 の 資 産)	(5,687)	そ の 他 利 益 剰 余 金	88,114
投 資 有 価 証 券	482	別 途 積 立 金	2,800
関 係 会 社 株 式 ・ 出 資 金	3,408	繰 越 利 益 剰 余 金	85,314
繰 延 税 金 資 産	781	自 己 株 式	△198
投 資 不 動 産	920	【 評 価 ・ 換 算 差 額 等 】	39
そ の 他	95	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	39
貸 倒 引 当 金	△0	純 資 産 合 計	110,376
資 産 合 計	122,238	負 債 ・ 純 資 産 合 計	122,238

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

損 益 計 算 書

(2024年 4 月 1 日から
2025年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		54,290
売上原価		22,715
売上総利益		31,575
販売費及び一般管理費		9,203
営業利益		22,371
営業外収益		
受取利息	47	
関係会社受取配当金	601	
受取賃貸料	189	
その他の	63	901
営業外費用		
支払利息	0	
為替差損	260	
投資不動産賃貸費用	74	
その他の	2	338
経常利益		22,935
特別利益		
固定資産売却益	17	
補助金収入	2,592	2,610
特別損失		
固定資産除売却損	102	
固定資産圧縮損	2,360	2,463
税引前当期純利益		23,082
法人税、住民税及び事業税	6,645	
法人税等調整額	△107	6,537
当期純利益		16,544

株主資本等変動計算書

(2024年 4 月 1 日から)
(2025年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余 金合計		
						別途 積立金	繰越利益 剰余金			
当 期 首 残 高	8,646	11,683	348	12,031	1,670	2,800	69,880	74,350	△210	94,819
当 期 変 動 額										
剰 余 金 の 配 当							△1,110	△1,110		△1,110
当 期 純 利 益							16,544	16,544		16,544
自己株式の取得									△1	△1
自己株式の処分			72	72					13	85
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）										
当期変動額合計	－	－	72	72	－	－	15,434	15,434	11	15,517
当 期 末 残 高	8,646	11,683	420	12,103	1,670	2,800	85,314	89,785	△198	110,336

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	171	171	94,991
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△1,110
当 期 純 利 益			16,544
自己株式の取得			△1
自己株式の処分			85
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△131	△131	△131
当期変動額合計	△131	△131	15,385
当 期 末 残 高	39	39	110,376

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2025年5月22日

株式会社MARUWA
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 松 木 豊
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 馬 渕 宣 考
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社MARUWAの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社MARUWA及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2025年5月22日

株式会社MARUWA
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 松 木 豊
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 馬 淵 宣 考
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社MARUWAの2024年4月1日から2025年3月31日までの第52期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第52期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月22日

株式会社MARUWA監査等委員会

監 査 等 委 員 加 藤	晶 英 ㊟
監 査 等 委 員 坂 口	美 穂 ㊟
監 査 等 委 員 岡 内	彩 ㊟

(注) 監査等委員加藤晶英、坂口美穂及び岡内彩は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

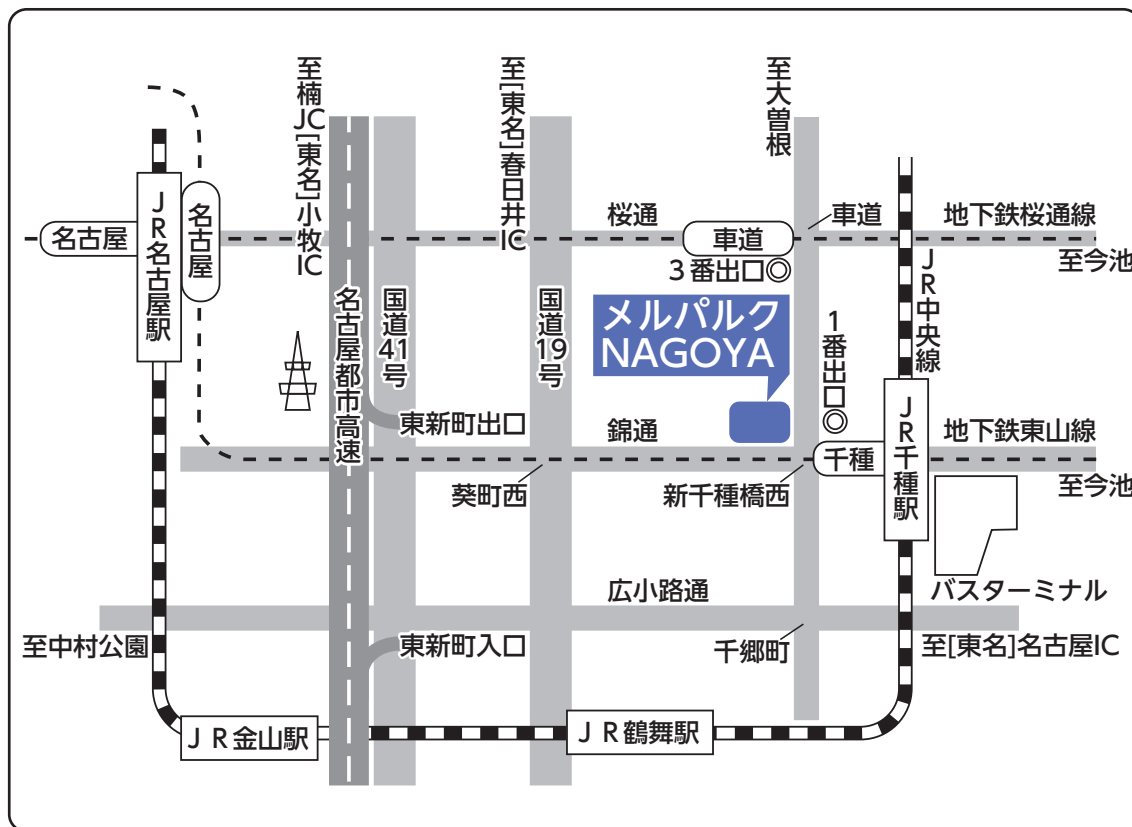
定時株主総会会場ご案内図

会場

ホテルメルパルク名古屋 3階「カトレアの間」
愛知県名古屋市東区葵3-16-16 電話 (052) 937-3535 (代表)

交通

JR名古屋駅から中央線で9分「千種駅」下車、地下鉄1番出口前
地下鉄東山線「千種駅」下車、1番出口前
地下鉄桜通線「車道駅」下車、3番出口南へ2分



※ご来場にあたりサポートが必要な方は事前に当社までお電話でご連絡ください。(0561-51-0841)



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。